

【改正後全文】

21文科初第6476号

厚生労働省発雇児0701第9号

平成21年7月1日

【第1次改正】21文科初第644号

厚生労働省発雇児0308第2号

平成22年3月8日

各 都道府県知事 殿

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年5月29日から適用することとされたので通知する。

別 紙

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱

（通則）

- 1 子育て支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、都道府県が、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。
 - （1）保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）

保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く）にかかる交付額は、次の①と②により算定された額の合計額とする。

 - ① 次のア、イ、エからキ及びケにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び5から7の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及びその際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - ② 次のウ及びクにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添1、2及び6の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（なお、平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」により事業を実施するための基金の造成に要した経費の実支出額及び①に係る基金の造成に要する経費の実支出額並びにそれらの造成の際の寄付金その他の収入額は含めないこと。）を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〔保育所等整備事業〕

ア 17,969百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童数と6歳の児童数の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童数と6歳の児童数の半分の和}}$

イ 4,492百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

〔広域的保育所利用事業〕

エ 3,400百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童数と6歳の児童数の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童数と6歳の児童数の半分の和}}$

オ 850百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$

〔家庭的保育改修等事業〕

カ 500百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}$

キ 100百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年度家庭的保育者数}}{\text{全都道府県の平成20年度家庭的保育者数}}$
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)
(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)

ク 厚生労働大臣が必要と認めた額

〔保育の質の向上のための研修事業等〕

ケ 940百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における登録保育士数}}$

(2) 保育サービス等の充実（文部科学省関係）

保育サービス等の充実（文部科学省関係）にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添10及び11の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[幼児教育の質の向上のための緊急環境整備]

遊具等環境整備（認定こども園分）

$$\text{ア } 1,118,495 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）設置見込み数}}$$

遊具等環境整備（幼稚園分）

$$\text{イ } 4,218,382 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園数（上記アの認定こども園数を除く）}}{\text{全都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園数（上記アの認定こども園数を除く）}}$$

デジタルテレビ等整備（デジタルテレビ整備）

$$\text{ウ } 643,248 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園数} \times \text{デジタルテレビ未整備率}}{\text{全都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園数} \times \text{デジタルテレビ未整備率}}$$

デジタルテレビ等整備（アンテナ工事）

$$\text{エ } 510,500 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園数} \times \text{アンテナ未整備率}}{\text{全都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園数} \times \text{アンテナ未整備率}}$$

[認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援]

$$\text{オ } 334,375 \text{千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園教員数}}{\text{全都道府県の平成20年5月1日現在における幼稚園教員数}}$$

(3) すべての子ども・家庭への支援

すべての子ども・家庭への支援にかかる交付額は、次のアにより算定された額とイに定める額の合計額と運営要領に定める別添12の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

[地域子育て創生事業]

$$\text{ア } 40,755 \text{百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}$$

イ 200百万円

(4) ひとり親家庭等への支援の拡充

ひとり親家庭等への支援の拡充にかかる交付額は、次の①と②により算定された額の合計額とする。

① 次のア、イ及びエにより算定された額とオに定める額の合計額と運営要領に定める別添13から16及び18の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 次のウに定める額と運営要領に定める別添17の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少

ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〔高等技能訓練促進費等事業〕

ア 12,473百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}}{\text{全都道府県の平成19年度における高等技能訓練促進費の支給実績}}$

イ 5,345百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}$

〔ひとり親家庭等の在宅就業支援事業〕

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

〔その他の事業〕

エ 5,043百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}{\text{全都道府県の平成19年度社会福祉行政業務報告における児童扶養手当受給者数}}$
オ 50百万円

(5) 社会的養護の拡充

社会的養護の拡充にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添19から21の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

14,558百万円 × $\frac{\text{当該都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}{\text{全都道府県の平成19年社会福祉施設等調査報告における社会的養護児童数と平成19年度社会福祉行政業務報告における里親委託児童数の和}}$

※この場合、社会的養護児童数とは、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の在所者数を言う。

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金の造成にあたり、4に定める(1)～(5)までの各事業の区分間で経費の配分変更を行ってはならない。
- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

- (6) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (8) 都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。
- (9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (10) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、4(1)②及び4(4)②にかかる額を除き、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年7月31日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 4(1)②及び4(4)②にかかる額の交付の申請は、別紙様式1に準じた変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、6又は7による交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（5の(3)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 10 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
(2) その他参考となる書類

(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 交付申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付決定額の差額を記載すること。

基金造成経費所要額調書

区分		基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)	①					
	②					
	合計					
(2) 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)						
(3) すべての子ども・家庭への 支援						
(4) ひとり親家庭等への支援の 拡充	①					
	②					
	合計					
(5) 社会的養護の拡充						
合 計						

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

(別紙様式3)

平成 年度 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)調書

平成 年度 文部科学省・厚生労働省所管

(都道府県名)

国		都 道 府 県							備 考	
歳 出 予 算 科 目	交 決 付 定 の 額 円	歳 入			歳 出					
		科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	う ち 相 当 額 交 付 金 円	支 出 済 額 円		う ち 相 当 額 交 付 金 円
(項) 初等中等教育等振興費										
(目) 子育て支援対策 臨時特例交付金										
(項) 子ども・子育て支援 対策費										
(目) 子育て支援対策 臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。